

岩屋漁港における陸上養殖事業者の公募について

現在、岩屋漁港（北九州市若松区大字有毛）では、平成 9 年に整備した水産物の出荷調整を行うための蓄養施設用地が、漁業者や漁獲量の大幅な減少等の理由により未利用となっている。

当該用地の利活用については、漁業関係者と協議を行ってきたが、漁業者の経営環境は年々厳しくなっており、漁協等による新たな設備投資は困難な状況である。

そこで、漁港施設の有効活用や水産物の安定供給を図るため、下記のとおり陸上養殖の事業化検討及び事業の実施を行う事業者を募集することとした。

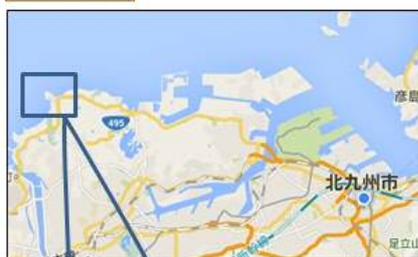
陸上養殖事業の創出により、本市水産物のブランド化や 6 次産業化の推進が図れるだけでなく、これらの新たな取り組みが漁業者による事業として拡大していくことで、水産業の閉塞感を打破するビジネスモデルの構築につながるものと期待している。

記

1 事業用地の概要

- (1) 所在地 : 北九州市若松区大字有毛 2840-6
- (2) 面積 : 2,588 平方メートル
- (3) 土地所有者 : 北九州市（補助事業により取得）

位置図



2 応募資格

北九州市内に主たる事務所を置く法人等であること。

3 選定方法について

- (1) 評価委員会 各分野の専門家（学識経験者及び市関係部署）による評価委員会を設置
- (2) 評価基準 事業者の選定にあたっては、応募書類を下記評価項目に従って委員会が審査を行い、その結果を参考に市が決定する。

評価項目	評価の視点
事業実施体制	事業を行うに当たり、十分な体制となっているか。
利用面積、設備投資及び額	事業目的を効果的に発現させる利用面積、設備投資及び額となっているか。
資金計画	実現性のある資金計画となっているか。
収支計画	実現性のある収支計画となっているか。
地域への貢献	地域の活性化に寄与する提案となっているか。

4 今後のスケジュール（案）

- (1) 公募書類の配布期間 6月1日（水）～ 6月24日（金）
- (2) 公募期間 6月17日（金）～ 7月15日（金）
- (3) 事業予定者の決定 7月下旬
- (4) 国への関係手続き 7月下旬から（適正化法及び土地利用計画関係）
- (5) 事業開始（占用開始） 9月中旬

5 その他

なお、公募の詳細な内容に関する問い合わせについては、本年6月1日以降、募集要項を公表した後に回答する予定。